



医療的ケア児に関する ご相談に応じます

【問い合わせ】 花巻市基幹相談
支援センター(新館障がい福祉
課内☎41-3582)

医療的ケア児とは

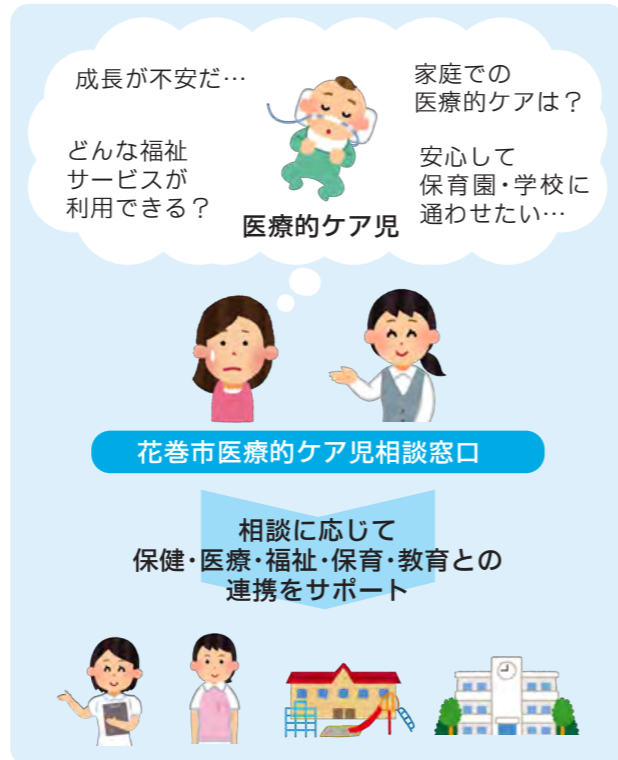
医療的ケア児とは、日常生活において恒常的に人工呼吸器による呼吸管理^{かくたん}、経管栄養、導尿などの医療的ケアが必要な児童のことをいいます。

コーディネーターが子どもの成長をサポート

市では、医療的ケア児に関する困りごとなどに対応する「花巻市医療的ケア児相談窓口」を開設しています。

子どもの成長のこと、家庭で行う医療的ケアのこと、利用できる福祉サービスや保育・学校に関することなど、不安や悩みを抱えていませんか。窓口では、専門のコーディネーターが相談に応じ、医療や福祉、保育・学校とをつなぐサポートをします。利用者の負担にならないよう、窓口だけでなく、訪問による相談も行っています。不安や悩みがありましたら、お気軽に下記相談窓口へご相談ください。

●相談窓口の利用イメージ



◆花巻市医療的ケア児相談窓口[月～金曜日、午前9時～午後4時]

窓口名	所在地	電話番号
花巻市基幹相談支援センター (新館障がい福祉課内)	花城町9-30	41-3582
くくる花巻訪問看護ステーション	野田351-1	29-5175
イーハトーブ養育センター	不動町1-1-2	21-3771



お気軽に相談窓口へ
お問い合わせください！



申請書などの押印や署名を 見直しました

【問い合わせ】
本館総務課(☎41-3506)

市では、行政手続きにおける市民の皆さんの負担軽減および利便性向上のため、市へ提出する申請書などへの押印や署名について、4月1日から一部のものを除いて義務付けを廃止しました。

なお、金銭の貸借や保証人に関する手続き(貸付金、奨学金など)、代理人申請(委任状、代理人選任届)などは、引き続き押印が必要です。

※押印や署名の義務付けを廃止した申請書などの一覧を市ホームページ(<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/shisei/sonotashisei/1017947.html>)に掲載しています。詳しくは、手続きの担当課にお問い合わせください



アイコンの説明: お知らせ、学び、催し、保健、募集



みんなで支える介護保険

【問い合わせ】▷新館長寿福祉課(☎41-3578)▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

介護保険は、介護を必要とする本人やその家族が抱えている不安・負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。その財源は、40歳以上の人が納める保険料と、市や国などが負担する公費(税金)で賄われています。

みんなで負担し合うことで、介護が必要になった人は、費用の一部を支払うだけで、さまざまな介護サービスを安心して受けられます。

本年度の介護保険料

■65歳以上の人(第1号被保険者)

本人または世帯の所得状況に応じて、下表の第1～11段階のいずれかに定めた金額となります。

■40～64歳の人(第2号被保険者)

加入している医療保険の保険料に含まれ、その算定方法は、医療保険ごとに異なります。

介護保険料の納め方

■65歳以上の人(第1号被保険者)

特別徴収と普通徴収の二つの納付方法があります。

▷特別徴収(年金からの天引き)

年金が年額18万円以上の人は原則特別徴収になります。保険料は年金の支払い月(年6回)に天引きされます。

▷普通徴収(納付書や口座振替などでの納付)

特別徴収にならない人は、7月中旬に発送する納付書により納付いただきます。納付書での納付は市内各金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、本館収納課、各総合支所税務会計係で行えます(ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでの納付は納期限内の納付書に限る)。納期は年7回で、第1期の納期限は7月31日(月)です。

また、口座振替やインターネットを活用した「クレジットカード」「ペイジー」「PayPay」によるキャッシュレス決済サービスでの納付も可能です。

※「クレジットカード」「ペイジー」での納付にはシステム使用料がかかります

■40～64歳の人(第2号被保険者)

加入している医療保険の保険料と併せて納めます。

●65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料(年額)

所得段階	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 前年の課税年金収入額と合計所得金額(*)の合計が80万円以下の人	基準額の0.25 17,300円
第2段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額の0.4 27,600円
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額の0.7 48,300円
第4段階	課税世帯で本人は 住民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額の0.9 62,100円
第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額 69,000円
第6段階		前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額の1.2 82,800円
第7段階	本人が 住民税課税	前年の合計所得金額が120万円以上の人	基準額の1.25 86,300円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上の人	基準額の1.5 103,500円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額の1.6 110,400円
第10段階		前年の合計所得金額が350万円以上の人	基準額の1.8 124,200円
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額の2.05 141,500円

*合計所得金額…収入から必要経費などを控除した額。第1～5段階の人の合計所得金額は、年金収入にかかる雑所得を差し引いた後の金額です